

令和元年 8 月 5 日

富山県リサイクル認定制度に基づく エコ・ステーションの公募について

県では循環型社会づくりに向け、今年度から新たに、富山県リサイクル認定制度において、民間事業者や団体による常設の資源物（古紙）の回収拠点を認定し、住民にウェブサイトやリーフレット等で啓発することで、その利用の促進を図ることとしております。

このたび、その公募を次のとおり行いますので、ご案内いたします。

1 公募の対象

資源物（古紙）の回収に取り組む拠点

2 公募期間

令和元年 8 月 5 日（月）～ 8 月 30 日（金）

3 応募方法等

- ・応募方法は、別添のとおりです。
- ・不明な点については県環境政策課に直接お問い合わせいただくか、ウェブサイトをご覧ください。

<ウェブサイト>

富山県環境政策課：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00020719.html

4 応募先

県環境政策課

(〒930-0005 富山市新桜町 5-3 第2 富山電気ビルディング 8 階)

TEL 076-444-3140



富山県リサイクル認定制度
シンボルマーク

エコ・ステーション 公募中!!



富山県リサイクル認定制度
シンボルマーク



民間事業者や団体の皆様による
資源物（古紙）の回収拠点を
富山県が認定・PRします。

公募期間 令和元年**8月5日**（月）～**8月30日**（金）

富山県では循環型社会づくりに向け、今年度から新たに、民間事業者や団体による常設の資源物（古紙）の回収拠点を認定し、住民にウェブサイトやリーフレット等で啓発することで、その利用の促進を図ることとしております。このたび、その公募を次のとおり行いますので、ぜひご応募ください。

認定のメリット

- 県がウェブサイト等で回収場所や品目などをPRするほか、認定証と認定銘板が交付されますので、
- 認定銘板を掲示することにより、県の認定を受けた回収拠点としてアピールすることができます。

1 応募方法

所定の申請書を令和元年8月5日（月）から8月30日（金）までに、富山県環境政策課へ提出してください。
申請書は、富山県環境政策課のウェブサイトからダウンロードできます。

2 対象

資源物の回収に取り組む拠点
（ただし、とやまエコ・ストアの登録を受けた小売店舗が設置したものを除く。）

3 認定方法

「富山県リサイクル認定事業実施要綱」に基づき、学識者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」の意見を聴き、知事が認定します。

4 認定の有効期間

5年間

※ なお、期間中であっても、認定基準に適合しなくなった場合には、認定を取り消すことがあります。

お問い合わせ

富山県生活環境文化部環境政策課

TEL 076-444-3140 FAX 076-444-3480

〒930-0005 富山市新桜町5-3 第2富山電気ビルディング8階

富山県環境政策課 エコ・ステーション

検索